

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で、家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

対象者	次の①、②いずれかに該当する世帯 <b>①令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯</b> 世帯員全員が令和3年度の住民税均等割が非課税であり、住民税が課税されている人の扶養家族となっていない世帯 <b>②家計急変世帯</b> 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当*となった世帯 *住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下となった場合です。
支給額	1世帯当たり10万円
申請方法	①の対象となる世帯には市から確認書を郵送しますので、内容を確認のうえ、社会福祉課に返信してください。 ②の対象となる世帯は申請が必要です。申請書に必要な事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに、 <b>令和4年9月30日(金)(消印有効)</b> までに社会福祉課窓口または郵送で提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課(☎52-7333) 平日8:30～17:15 内閣府/臨時特別給付金コールセンター(☎0120-526-145) 9:00～20:00

### 商品券(スマイルチケット)

商品券(スマイルチケット)の使用期限が残り1か月となりました。期限を過ぎると商品券は使用できません。また、商品券は、現金(電子マネーを含む)との引き換えができませんので、期限までに使用してください。商工労働課(☎82-1150)

使用期限は **2月28日(月)**まで!

お忘れなく!



### 中止のイベント

2月23日(祝)	澤クワルテットバレンタインコンサート ※今後の開催については、状況を見て改めてご案内します。
3月上旬	第24回厚狭寝太郎の里おひなさまめぐり
3月6日(日)	山陽小野田ふるさと 凧あげフェスティバル

### 臨時特別給付金の「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意を!

自宅や職場などに、公的機関の職員などをかたる不審な電話があった場合や郵便が届いた場合は、市役所や警察署にご連絡ください。

#### 山陽小野田市ワクチン接種コールセンター

ワクチン接種に関する質問を受け付けます。副反応や有効性・安全性など医療関連の相談は、山口県ワクチン接種専門相談センター(☎083-902-2277、毎日24時間対応)へ。☎0570-050-062【平日8:30～17:15】

#### 山口県受診相談センター

感染症に関する症状や感染予防、検査方法等について、専従スタッフによる助言や情報提供が受けられます。  
 #7700 (IP電話、ひかり電話など ☎083-902-2510)【毎日24時間対応】

#### 市の健康相談窓口

感染予防・健康に関する相談・ワクチンに関する相談等について、受け付けています。  
 ●健康増進課 ☎71-1814 FAX 39-5624【平日8:30～17:15】